

三重県建設工事等談合対応マニュアル

(平成 23 年 4 月 1 日施行)

第 1 趣旨

このマニュアルは、建設工事等について入札談合に関する情報があつた場合、又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合の対応について定めるものである。

第 2 用語の定義

- 1 「建設工事等」とは、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部及び企業庁などが行う建設工事、測量委託業務、設計委託業務等をいう。
- 2 「談合情報」とは、入札に付そうとする建設工事等又は入札に付した建設工事等にかかる談合に関する情報をいう。
- 3 「談合疑義事実」とは、職員が談合があると疑うに足りる事実をいう。
- 4 「発注機関」とは、談合情報の対象となる建設工事等を所管する本庁の室又は地域機関をいう。
- 5 「提供者」とは、当該談合情報を掌握している者で、自ら通報者にもなり得る者をいう。
- 6 「通報者」とは、自らは当該談合情報を掌握せず、提供者からの情報を基に発注機関へ通報をした者をいう。
- 7 「公正入札調査委員会」とは、三重県公正入札調査委員会又は建設工事等を所掌する各局等の公正入札調査委員会をいう。
- 8 「事務局」とは、7 の事務局をいう。
- 9 「委員長」とは、7 の委員長をいう。
- 10 「競争入札審査会」とは、各局等に設置された競争入札審査会をいう。

第 3 談合情報案件

1 情報の確認・報告

- (1) 談合情報を受けた者は、次に掲げる事項を確認すること。なお、通報者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で談合情報の出所を明らかにするよう報道機関に要請すること。
 - ア 通報者の氏名
 - イ 通報者の連絡先
 - ウ 対象工事名
 - エ 対象工事の施工場所
 - オ 落札予定業者名（特定 J V の場合は代表者名を含む）
 - カ 当該入札に参加する業者名
 - キ 具体的な落札予定価格・落札率
 - ク 他にこの情報を知っている者はいるか
 - ケ 情報の入手先（提供者の氏名・連絡先、情報入手の手段（電話、会話など）、通報者との関係）
 - コ 談合をしていると思われるような根拠として
 - (ア) 談合に関与した業者名・氏名、取りまとめを行った者の氏名
 - (イ) 談合が行われた日時・場所・方法

- (ウ) 総合評価方式の場合、技術提案の内容にかかる談合方法の具体的な情報
- (エ) 客観的物的証拠（メモ、録音又は録画テープ、ファックス送信表等）
- サ その他談合に参加した当事者以外には知り得ない情報や公表していない事項

- (2) 談合情報を受けた発注機関は、(1)により談合情報を確認し、速やかに確認事項を談合情報報告書（様式第1号）にまとめ、事務局を通して委員長に報告すること。
- (3) 発注機関は、談合情報の通報が当該建設工事等の開札前にあったときは、原則として(2)の報告を行った上で開札までの手続を進め、開札後の取扱いは次によること。
 - ア 開札の結果、談合情報と一致した場合には、2以降の手続を行うこと。
 - イ 開札の結果、談合情報と一致しなかった場合には、発注機関は2の手続を行い、事務局は9の手続を行うこと。
- (4) 発注機関は、談合情報の通報が当該建設工事等の開札後にあったときは、原則として(2)の報告を行った上で次の手続を進めること。
 - ア 開札後の談合情報でそれが談合の事実を掌握している者にしか知り得ない情報である場合には、2(2)以降の手続を行うこと。
 - イ 開札後の談合情報でそれが談合の事実を掌握していない者でも知り得る情報である場合には、発注機関は談合情報として扱わない旨を様式第2号で事務局に報告し、事務局は9の手続を行うこと。

2 委員長への報告

- (1) 発注機関は、入札結果と談合情報を照合し、その結果を事務局を通して速やかに委員長へ伝えること。

開札結果が情報と異なるときは、発注機関は談合情報として扱わない旨を様式第2号により事務局に報告すること。
- (2) 委員長は、1(2)又は2(1)による報告を受けたときは、自らの判断又は公正入札調査委員会に諮ることにより、事情聴取などの調査を実施することを決定すること。
- (3) 委員長は(2)の結果について、発注機関の長にその旨を通知又は指示すること。また、委員長は、さらに調査が必要であると認めるときは、調査を発注機関の長に指示することができる。

3 入札事務

- 発注機関は、開札結果と談合情報が一致している場合は、落札者決定を保留すること。
- なお、開札結果（業者名称、入札金額、参加者数）は、公正入札調査委員会を開催して結論が出るまでは、公表しないこと。
- 会場に紙入札による参加者がいる場合や電子入札システムの参加者の立会がある場合は、入札担当者は「開札前に談合情報があり、開札の結果、提供された情報どおりとなったため、落札者決定を保留する。以後は、「三重県建設工事等談合対応マニュアルに基づく調査を実施する。」旨を宣言すること。

電子入札システムを使用している場合は、入札担当者は、保留通知書と併せ、前述の宣言したものと同一内容の旨を通知すること。

4 報道対応

(1) 次の場合にあつては、事務局が報道機関に資料提供を行うこと。

- ア 落札者決定を保留したとき
- イ 公正入札調査委員会を開催し結論が出たとき

(2) 報道機関等から説明を求められたときは、事務局が対応すること。

5 調査の実施

(1) 発注機関は、(2)による事情聴取の前に、次に掲げる事項を実施すること。

ア 工事費内訳書の審査

工事費内訳書について、発注機関は、開札後に談合の形跡がないかを審査すること。工事費内訳書の提出を要しない入札においては、入札参加者に対し提出を求めること。

また、必要に応じ詳細な積算の根拠についても提出を求めること。

イ 技術提案書の審査

総合評価方式の場合にあつては、発注機関は技術提案に係る書類が酷似しているなど談合の形跡がないかを審査すること。

また、必要に応じ技術提案の根拠資料についても提出を求めること。

(2) 事情聴取の実施については、次により実施すること。

ア 事情聴取は、開札後、速やかに入札参加者全員に対して行うこと。

イ 事情聴取は、発注機関の複数の職員により行うこと。

ウ 事情聴取の相手方は、入札参加資格者名簿に登載された者若しくはその者に代わり責任ある回答ができる者の出席を求め行うこと。ただし、代わりの者が出席する場合には委任状(別紙4)を提出させること。

エ 事情聴取は、事情聴取の対象者同士が対面しないようにするため、呼出し時刻を別に設定するなどして個々に呼び出し、面談室等も複数にするなどして実施すること。

オ 事情聴取に当たっては、別紙1を参考に必要事項について聴き取りを行うこと。

カ 聴取結果については、事情聴取書(様式第3号)を作成すること。また、必要に応じ事情聴取一覧表(様式第3号の2)を作成すること。

(3) 発注機関は、調査の実施結果を様式第3号により事務局を通して速やかに委員長へ報告すること。

6 審議

委員長は公正入札調査委員会を開催し、5による調査の結果について、談合情報の信憑性などの審議を行うこと。

7 審議結果の通知

事務局は、当該発注機関へ審議結果を通知すること。

また、県土整備部以外で処理方針を決定したときは、建設業室に対しても報告すること。

8 審議結果の対処

(1) 談合の事実があったと認められる証拠を得たとき、又は談合の事実は確認できないが談合の疑いが払拭できないときの対応

ア 契約締結前の場合

発注機関は入札を取り止め、その旨を入札参加者に理由を付して通知すること。また、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は業者に対して資格（指名）停止等の措置を行うよう競争入札審査会に諮ること。

イ 契約締結後の場合（仮契約締結後を含む。）

談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、発注機関は着工された工事の進捗状況等を考慮し、契約の解除を含めた対応をとること。また、業者に対して資格（指名）停止等の措置を行うよう競争入札審査会に諮ること。

談合の事実は確認できないが談合の疑いが払拭できないときは、発注機関は入札参加者全員から誓約書（別紙2）を提出させること。

(2) 談合の事実が確認できない場合の対応

ア 契約締結前の場合

発注機関は入札参加者全員から誓約書（別紙2）を提出させた上で、落札者決定・契約締結（仮契約締結を含む。）を行うこと。

イ 契約締結後の場合（仮契約締結後を含む。）

発注機関は入札参加者全員から誓約書（別紙2）を提出させること。

9 公正取引委員会等への通報

(1) 事務局は、談合情報があったときや公正入札調査委員会を開催したときなど必要に応じ各段階において、様式第4号に次の必要なものを添えて、公正取引委員会と三重県警察へ通報すること。

- ア 談合情報報告書（様式第1号）
- イ 入札状況調書又は入札結果調書
- ウ 事情聴取書又は事情聴取一覧表
- エ 誓約書の写し
- オ その他必要なもの

(2) 公正取引委員会への通報先は、「公正取引委員会中部事務所第一審査課」とする。

(3) 三重県警察への通報先は、「三重県警察本部刑事部捜査第二課」とする。

第4 談合疑義事実案件

1 入札に係る疑義が生じた場合

発注機関は、次に掲げる場合において、事務局を通して公正入札調査委員会にその旨を報告し対応の指示を求めるとし、「談合疑義事実案件」として2以下の手続を行うこと。

- ア 工事費内訳書等において、談合に関わる疑義が生じた場合
- イ 総合評価方式の場合において技術提案に係る書類が酷似している等、談合に関わる

疑義が生じた場合

ウ その他入札に係る疑義が生じた場合

2 内容の確認・報告

- (1) 発注機関は、談合疑義事実案件の内容を確認し、確認事項を談合疑義事実報告書（様式第1号の2）にまとめ、事務局を通して委員長に報告すること。
- (2) 委員長は、(1)による報告を受けたときは、自らの判断又は公正入札調査委員会に諮ることにより、事情聴取などの調査を実施することを決定すること。
- (3) 委員長は(2)の結果について、発注機関の長にその旨を通知又は指示することとする。また、委員長は、さらに調査が必要であると認めるときは、その調査を発注機関の長に指示することができる。

3 入札事務

発注機関は、原則、入札手続を保留すること。

なお、保留により入札手続の日程に変更が生じるときは、必要に応じて通知及び公告を行うこと。

4 調査の実施

- (1) 発注機関は、(2)による事情聴取の前に、必要に応じ、次に掲げる事項を実施すること。

ア 工事費内訳書の審査

工事費内訳書について、発注機関は、開札後に談合の形跡がないかを審査すること。また、工事費内訳書の提出を要しない入札においては、入札参加者に対し提出を求めること。

その他、必要に応じ詳細な積算の根拠についても提出を求めること。

イ 技術提案書の審査

総合評価方式の場合にあっては、発注機関は技術提案に係る書類が酷似しているなど談合の形跡がないかを審査すること。

また、必要に応じ技術提案の根拠資料についても提出を求めること。

- (2) 事情聴取の実施については、次により実施すること。

ア 事情聴取は、必要な者（必要があれば入札参加者全員）に対して行うこと。

イ 事情聴取は、発注機関の複数の職員により行うこと。

ウ 事情聴取の相手方は、入札参加資格者名簿に登載された者若しくはその者に代わり責任ある回答ができる者の出席を求め行うこと。ただし、代わりの者が出席する場合には委任状（別紙4）を提出させること。

エ 事情聴取は、事情聴取の対象者同士が対面しないようにするため、呼出し時刻を別に設定するなどして個々に呼び出し、面談室等も複数にするなどして実施すること。

オ 事情聴取にあたっては、別紙1の2を参考に必要事項について聴き取りを行うこと。

カ 聴取結果については、事情聴取書（様式第3号）を作成すること。また、必要に応じて事情聴取一覧表（様式第3号の2）を作成すること。

- (3) 発注機関は、調査の実施結果を様式第3号により事務局を通して速やかに委員長へ報告すること。

5 審議

委員長は公正入札調査委員会を開催し、4による調査の結果について、談合疑義事実の信憑性などの審議を行うこと。

6 審議結果の通知

事務局は、当該発注機関へ審議結果を通知すること。

また、県土整備部以外で処理方針を決定したときは、建設業室に対しても報告すること。

7 審議結果の対処

- (1) 談合の事実があったと認められる証拠を得たとき、又は談合の事実が確認できないが談合の疑いが払拭できないときの対応

発注機関は原則、入札を取り止め、その旨を入札参加者に理由を付して通知すること。また、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、業者に対して資格（指名）停止等の措置を行うよう競争入札審査会に諮ること。

- (2) 談合の事実が確認できない場合の対応

発注機関は入札参加者全員から誓約書（別紙2）を提出させるとともに、「談合の事実が認められた場合は入札を無効とする」（別紙3）旨の注意を行った上で、落札者決定・契約締結（仮契約締結を含む。）を行うこと。

8 報道対応

- (1) 公正入札調査委員会を開催し結論が出た場合、事務局が報道機関に資料提供を行うこと。
- (2) 報道機関等から説明を求められた場合は、事務局が対応すること。

9 公正取引委員会等への通報

- (1) 事務局は、公正入札調査委員会を開催したときなど必要に応じ、様式第4号に次の必要なものを添えて、公正取引委員会と三重県警察へ通報すること。

- ア 談合情報報告書（様式第1号の2）
- イ 入札状況調書又は入札結果調書
- ウ 事情聴取書又は事情聴取一覧表
- エ 誓約書の写し
- オ その他必要なもの

- (2) 公正取引委員会への通報先は、「公正取引委員会中部事務所第一審査課」とする。

- (3) 三重県警察への通報先は、「三重県警察本部刑事部捜査第二課」とする。

第5 その他

1 報告の確認

2011.04

「報告」をFAX、庁内LAN等により行ったときは、電話等により到達の確認を行うなどして相手方に確実に伝わるよう対処すること。